

個人青色申告者のための

予約不要 先着順

決算申告・消費税申告

この相談会を利用して早めの申告をしましょう。相談会

個人事業の確定申告は、3月16日(月)、消費税の申告は3月31日(火)です。

松本商工会議所の相談受付は午前11時までです。

松本商工会議所	[会場]
2月19日(木) 午前9時～正午	本 所
2月26日(木) 同上	芳川公民館
2月27日(金) 同上	本郷公民館
3月 2日(月) 同上	本 所
3月 6日(金) 同上	本 所

西支所の相談受付は午後3時までです。

[会場] 松本商工会議所 西支所	2月20日(金) 午前9時～午後4時
	2月26日(木) 同上
	3月 3日(火) 同上
	3月 6日(金) 同上
	3月11日(水) 同上

四賀地区の相談受付は午前11時までです。

[会場] 松本商工会議所 四賀相談窓口	2月26日(木) 午前9時～正午
---------------------------	------------------

(注)消費税確定申告時、事前準備として「区分整理」が必要です。「区分整理」されていない場合は当日申告ができませんのでご注意ください。

当日持参する物

※尚、書類の不備があった場合は、相談を受けることができない場合がございます。ご注意ください。

- ①令和6年決算書・確定申告書の控え
 - ②令和7年分関係帳簿(元帳など)・関係書類
 - ③決算書、確定申告書、消費税申告書、もしくは、税務署より送付されたハガキ
 - ④国民健康保険の納付金額がわかる書類・国民年金保険料支払証明書(領収書)・国民年金基金支払証明書
 - ⑤生命保険・地震保険・長期損害保険・個人年金・小規模企業共済掛金納付額証明書
 - ⑥身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳・その他、障害の程度が分かる書類(本人・同一生計配偶者・扶養親族が対象です。)
 - ⑦医療費及び住宅取得控除必要書類(医療費につきましては、必ず集計しておいてください。)
- ※中小企業倒産防止共済掛金を経費にするには証明書の添付が必要です。
- ⑧寄附金税額控除必要書類(ふるさと納税、日本赤十字社支部等)

◎申告には事業主のマイナンバー(個人番号カード)又は、通知カード(番号確認)と身分証明書・運転免許証・健康保険の被保険者証の写しが必要です。

※事業主・配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族の方はマイナンバーの記載が必要です。
生計を一にする配偶者及び年齢19歳以上23歳未満の方の合計所得金額が分かる書類をお持ちください。

お問い合わせ

[共催] 松本青色申告会連合会

[主催] 松本商工会議所 中小企業振興部(本所・四賀相談窓口)(担当/上水)

〒390-8503 松本市中央1-23-1

☎32-5350

松本商工会議所 西支所(安曇・奈川・梓川地区)(担当/中島) ☎94-2354

松本市安曇209-1

松本商工会議所 四賀相談窓口(四賀地区) ☎090-9043-4058

松本市会田706-1 ※常駐しておりませんので、ご注意ください。

お住まいの地区に関係なく、ご都合のよい日時・会場をご利用ください。